

2019年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名	山口県教育委員会
-----	----------

I 概要

国においては、障害者の権利に関する条約の批准に先立つ関係法の整備として、法の目的に共生社会の実現を掲げた「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」や「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の成立等が行われ、特に、平成28年度に施行された「障害を理由とする差別の解消に関する法律」では、障害のある人への差別をなくし、共に生きる社会をつくることが示されている。

また、共生社会の実現には、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、「交流及び共同学習」を通じて、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に支え合って生きていくことを学ぶ機会を一層推進していく必要がある。

こうしたことから、本県では本事業を活用し、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じて、障害のある人と障害のない人が触れ合い、交流していく「交流及び共同学習」の機会を増やし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、障害がある、なしに関わらず、すべての人が安心して生活することができるよう「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現を目指すこととした。

指定するモデル地域は、県央部に位置し、陸上競技場や複数の競技が同時に開催できる屋内体育館(アリーナ)、武道場、弓道場、テニス場、サッカー場、ラグビー場など、県内のスポーツの拠点となる施設が集約されており、学校だけでなく地域においても、従来からスポーツ活動が熱心な地域である。

このため、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、スポーツに関する取組を推進しやすい地域であることから、本事業を活用して、まずは障害者スポーツをはじめ障害者アスリート等との交流、各教科や文化・芸術活動等を通じて、障害のある人となない人が触れ合い、交流していく「交流及び共同学習」の充実など、「心のバリアフリー」教育を展開し、共生社会の実現を一層推進するとともに、県内すべての特別支援学校を研究協力校として指定し、これまで蓄積したモデル校の実践等を参考に「交流及び共同学習」の充実、「心のバリアフリー」教育を展開し、県全体で共生社会の実現を目指した取組を推進することとした。

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在	(ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究	○
	(イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交	○

り方に関する研究	流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究	
	(ウ) 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究	
	(エ) ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究	
②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究	(ア) 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(イ) 高等学校における学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究	○
	(エ) 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究	
③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究	(ア) 障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関する研究	
	(イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会（仮称）」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究	○
	(ウ) 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、継続的に地域の障害のある大人の人との交流をするための方策に関する研究	

2 事業の概要

- ① 交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究
- (ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究
- ・ 近隣の小中学校等と特別支援学校の教務及び教科主任等が連絡会議を開催し、計画的な取り組みとなるよう検討
 - ・ 成果と課題等を踏まえて、教育課程等への位置づけ等の在り方について検討
 - ・ 児童生徒相互が自然に交流できるよう、継続的な交流及び共同学習の実施やアスリート等との交流やスポーツ交流について検討
- (イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究
- ・ 学校間担当者による、事前打ち合わせ等を通じて、学校相互の授業の目標や教育的効果等を踏まえた効果的な取り組みとなるよう検討
 - ・ 事前学習及び事後学習の在り方について、担当者連絡会議等で検討
 - ・ 事後学習で活用する振り返りシートについて検討
- ② 学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究
- (ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究
- ・ 学校間で直接連絡・調整を行い、様々な取り組みが円滑に実施できるよう関係市教育委員会と県教育委員会担当者連絡協議会を開催
 - ・ 取り組み状況や成果と課題等の情報共有の在り方について検討
- ③ 障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究
- (イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会（仮称）」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究
- ・ 県内すべての小中学校、特別支援学校に設置している学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携した取組について検討
 - ・ パラリンピックの日本代表選手や元オリンピック選手によるスポーツ教室及び交流会、特別支援学校生徒の美術作品や作業製品の展示・販売等を一体的に行う特別支援教育フェスティバルを通じた心のバリアフリーに対する効果等について検討
 - ・ 地域等との継続的な交流の在り方について検討

3 事業の成果

- ① 交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究
- (ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究
- ・ 近隣の小中学校等と特別支援学校の教務及び教科主任等が連絡会議を開催したことにより、年間計画等を踏まえて授業変更等の日程調整を行い、交流及び共同学習を円滑に実施することができた。
 - ・ 各学校担当者による連絡会議を定期的に行うことにより、成果と課題等について情報共有することができた。
- (イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究
- ・ 学校間担当者による、事前打ち合わせを行うことにより、交流だけにとどまらず、学校相互の学習の目標や教育的効果等を踏まえた取組となるよう検討することができた。
 - ・ 交流及び共同学習を継続的に取り組むことにより、障害や障害のある児童生徒への理解促進につながり、特別支援学校児童生徒との交流を自然に行うことができた。また、特別支援学校においては、小中学校等の学校紹介や継続的な交流及び共同学習を通じて、徐々に児童生徒が不安なく参加できるようになった。
 - ・ 事後学習として、振り返りのグループ学習や感想文の作成等を実施するなど、児童生徒の相互理解の状況を把握することができた。
- ② 学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究
- (ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究
- ・ 年度当初の関係市教育委員会と県教育委員会担当者連絡協議会を通じて、担当者間の連携が深まり、継続的な交流及び共同学習など、校種を超えた学校間での様々な取り組みが円滑に実施できるようになった。
 - ・ 取り組み状況等の情報を共有するとともに、成果と課題等を踏まえて、今後も引き続き研究を進め、どの地域の学校においても実施できるよう成果等を普及することとした。
- ③ 障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究
- (イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会（仮称）」を設置し、取組状況や実施体制等の成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究
- ・ 県内すべての小・中学校、特別支援学校に設置している学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携した取組を通じて、「障害者理解」及び「心のバリアフリー」教育を一層推進することとした。
 - ・ また、オリンピックやパラリンピアンによるスポーツ教室や交流会等の実施や、特別支援学校生徒の美術作品や作業製品の展示・販売等を一体的に行う特別支援教育フェス

ティバルの開催を通じて、広く県民への理解促進を進めることができた。

④ 本事業を活用した取組を通じて、「心のバリアフリー」を推進し、障害のある、なしに関わらず共に生きる社会の実現に向けて大変効果的であった。

(1) 地域や学校間での「交流及び共同学習」の機会の拡充

<障害者スポーツ・レクリエーション等を通じた交流及び共同学習>

- ・ 特別支援学校と小中学校等、地域において、陸上やボッチャ、フライングディスク、車椅子アメフト等を通じた交流の機会により、障害者スポーツ等の理解啓発とともに、相互理解の促進につながっている。
- ・ また、地域の高齢の方にとっては、定期的な児童生徒との交流により、生きがいややりがいにつながるとともに、児童生徒にとっては、様々な方との日常的な関わりを通じて、児童生徒の社会性の醸成につながった。

(2) オリンピックやパラリンピック選手、トップアスリート等との交流

- ・ 特別支援学校と小中学校等や地域において、パラリンピアンや障害者スポーツアスリート等とのスポーツ交流の実施
- ・ オリンピアンやパラリンピアン、障害者スポーツアスリート等によるスポーツ教室や交流活動を通じて、広く県民への障害や障害者への理解促進につながっている。

(3) 文化・芸術活動等を通じた交流

- ・ 障害のある生徒の美術作品や作業製品の展示・販売を一体的に行う特別支援教育フェスティバルを商業施設で開催し、障害のある生徒の美術作品の展示や作業製品の販売等を通じて、特別支援学校や障害者への理解促進につながっている。
- ・ 作業製品等の販売を行った生徒にとっては、製作から販売までの流通の仕組みを学ぶとともに、喫茶サービスを通じて、多くの方との触れ合う喜び、社会に参加していく自信につながっている。
- ・ 陶芸作家や藍染め作家等を招いて、特別支援学校と高等学校等の生徒、地域との作業学習等を通じた交流及び商品の共同開発等の実施など、協働で学習することにより相互理解につながっている。

(4) 県教委主催による「心のバリアフリー推進協議会」の開催

- ・ 県の施策やモデル校、研究協力校の研究内容、市教委との連携の在り方等について協議を行うとともに、委員から、共に生きる社会の実現に向けた助言等を得て、事業の円滑な運営に資することができた。

(5) モデル校及び研究協力校管理職・担当者等による「連絡協議会」の開催

- ・ 心のバリアフリーを推進するための交流及び共同学習の在り方や、取組が一過性のものにならないよう教育課程編成の工夫等について情報を共有することができた。

(6) 「交流及び共同学習」に関する教職員向け研修会の充実

- ・ 小中学校等の教職員の「交流及び共同学習」に関する意識をより一層向上させるための校内研修会を継続的に実施し、「交流及び共同学習」に関する取組を充実することができた。

4 事業の課題とその解決のために必要な取組

- ① 交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究
- (ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究
- ・ 交流及び共同学習の円滑な実施に向けて、年度当初の早い段階から近隣の小中学校等と特別支援学校の教務及び教科主任等の連絡会議を開催
 - ・ 成果と課題等について情報共有を行い、継続的な実施とすることができるよう、各学校担当者による定期的な連絡会議の実施
- (イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究
- ・ 効果的な交流及び共同学習となるよう、学校間担当者による事前打合せ等の充実により、学校相互の授業の目標や教育的効果等について検討
 - ・ 効果的な実施、相互理解を図るための指導者（教員）研修の充実
 - ・ 教職員による事後打合せを実施し、効果的な交流及び共同学習について検討
- ② 学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究
- (ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究
- ・ 成果と課題等を踏まえて、どの地域の学校においても実施できるよう、交流及び共同学習の取組事例や成果等の周知
- ③ 障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究
- (イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会（仮称）」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究
- ・ 特別支援学校と小・中・高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が連携した取組の充実及び、「障害者理解」及び「心のバリアフリー」教育の推進について検証
 - ・ オリンピアンやパラリンピアン、障害者アスリートによるスポーツ教室や交流活動、特別支援学校生徒の美術作品や作業製品の展示・販売等を一体的に行う特別支援教育フェスティバルへの広く県民が参加できるよう、効果的な周知方法等の検討
 - ・ 各特別支援学校における小・中・高等学校や地域等との交流及び共同学習の一層の充実